発行定日　毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

平城遷都1300年記念事業

目次

〈告示〉　ページ

○結核指定医療機関の指定（健康増進課）　一
○換地計画の適否決定（耕地課）　一
○道路の区域変更（道路維持課）　一
○　右　同　二
○道路の区域変更及び供用開始（道路維持課）　二
○平成七年二月奈良県告示第四百五十号（道路の区域変更）の一部改正（道路維持課）　二
○平成七年二月奈良県告示第四百五十一号（道路の供用開始）の一部改正（道路維持課）　二
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）　二

〈公告〉
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）　三
○毒物劇物取扱者試験の合格者（薬務課）　三
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）　三
○地籍調査の成果の認証（農業経営課）　三
○宅地建物取引業法に基づく業務停止の行政処分（建築課）　四
○開発行為に関する工事の完了（建築課）　四
○　右　同　四
○奈良県営プールの利用料金の額（教育委員会保健体育課）　四
○特定調達契約に係る落札者等の公示（情報システム課）　四

〈正誤〉
○平成十八年七月四日付け奈良県公報第千七百八十三号正誤表（総務課）　四

告示

奈良県告示第二百三十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十八年八月二十五日

奈良県知事　柿本善也

名称	所在地	指定年月日
医療法人康成会　旭ヶ丘クリニック	香芝市旭ヶ丘五－三六－一	平成十八年七月一日
いしむら整形外科	生駒郡平群町三里三八五－二	平成十八年七月二十日

奈良県告示第二百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、次の表の上欄の者の申請に係る換地計画は、平成十八年八月十八日適当と決定した。

なお、土地改良法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十八年八月二十五日

奈良県知事　柿本善也

申請者	換地計画	縦覧期間及び場所
宇陀市長　前田　禎郎	中山間地域総合整備事業　室生地区（ササガワ団地）	平成十八年八月二十八日から同年九月十九日まで　宇陀市室生地域事務所

奈良県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十八年八月二十五日

奈良県知事　柿本善也

一　道路の種類　一般県道
二　路線名　中筋出作川合線
三　道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
3	北葛城郡上牧町大字上牧　二一六八番一三先から	前	二一・〇～二三・〇	一五・六	
5	北葛城郡上牧町大字上牧　二一六九番二先まで	後	一六・九～一六・九	一五・六	

奈良県告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十八年八月二十五日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　道路の種類　一般県道
二　路線名　中筋出作川合線
三　道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
2	北葛城郡上牧町大字上牧二二一四番一先まで	後	一七・二～一八・五	一九・〇	
3	北葛城郡上牧町大字上牧二二〇九番二先から	前	一八・五～一八・九	一九・〇	
5					

奈良県告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十八年八月二十五日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　道路の種類　一般県道
二　路線名　天理斑鳩線
三　道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
9	天理市二階堂南菅田二五七番一先から	前	一三・二～一四・〇	二二八・〇	
10	天理市二階堂南菅田二三九番一先まで	後	一三・六～一七・二	二二八・〇	

四　供用開始の区間
道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分
五　供用開始年月日
平成十八年八月二十八日

奈良県告示第二百四十四号

平成七年二月奈良県告示第四百五十号（道路の区域変更）の一部を次のように改正する。

平成十八年八月二十五日

奈良県知事　柿　本　善　也

三の表中「宇陀郡榛原町大字内牧」を「宇陀市榛原区内牧」に、「宇陀郡室生村大字田口元上田口」を「宇陀市室生区田口元上田口」に、「開路トンネル」を「弁財天トンネル」に改める。

奈良県告示第二百四十五号

平成七年二月奈良県告示第四百五十一号（道路の供用開始）の一部を次のように改正する。

平成十八年八月二十五日

奈良県知事　柿　本　善　也

三の表中「宇陀郡榛原町大字内牧」を「宇陀市榛原区内牧」に、「宇陀郡室生村大字田口元上田口」を「宇陀市室生区田口元上田口」に、「開路トンネル」を「弁財天トンネル」に改める。

奈良県告示第二百四十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成十八年八月二十五日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　区域の名称
木津川（イ）地区急傾斜地崩壊危険区域
二　土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域

所在地及び標柱番号		
吉野郡東吉野村大字木津川三一〇番三	一号	
〃	三三六番二	二号
〃	三三三番二	三号
〃	三三八番	四号
〃	二九七番一	五号
〃	三〇八番	六号

公　告

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）として次のとおり指定しました。

平成十八年八月二十五日

奈良県知事　柿　本　善　也

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
アオイ薬局	橿原市白橿町二丁目二九番八号	平成十八年六月一日
このは薬局	葛城市北花内六一六－九	平成十八年六月一日
すみれ薬局	橿原市内膳町五－三－五	平成十八年七月一日
アール薬局香芝店	香芝市旭ヶ丘五丁目三六－一　ワイズメディカルビル一階	平成十八年七月一日
ニイ薬局	宇陀市菟田野区古市場二七〇	平成十八年七月一日

平成十八年八月十五日に実施しました毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりです。

平成十八年八月二十五日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　一般毒物劇物取扱者試験

受験番号	受験番号	受験番号
一〇〇二	一〇〇三	一〇〇七
一〇一四	一〇一五	一〇一九
一〇二四	一〇二六	一〇二九
一〇三三	一〇三五	

二　農業用品目毒物劇物取扱者試験

受験番号
二〇〇九

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十八年八月二十五日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　申請のあった年月日
　平成十八年七月二十五日
二　特定非営利活動法人の名称
　特定非営利活動法人なら福祉介護ネット
三　代表者の氏名
　津島　寿幸
四　主たる事務所の所在地
　奈良市六条西一丁目一二番七六号
五　定款に記載された目的
　この法人は、奈良県民及びその近接住民に対し、福祉・介護等に関する事業を行い、人権の擁護と平和で安心して住み続けられるまちづくりをめざし地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。
一　申請のあった年月日
　平成十八年八月八日
二　特定非営利活動法人の名称
　特定非営利活動法人信貴山やすらぎ会
三　代表者の氏名
　田中　眞瑞
四　主たる事務所の所在地
　生駒郡平群町大字信貴山三三〇三番地六
五　定款に記載された目的
　この法人は、高齢者や障害者など社会的弱者とされる人たちの救済及び青少年に対する国際協力に関する事業を行うことによって、地域社会を豊かで住み良く未来に明るい希望のもてる社会とすることに寄与することを目的とする。

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、吉野町における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成十八年八月二十五日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　調査を行った者の名称
　吉野町
二　調査を行った期間
　平成十五年七月十七日から平成十七年三月二十二日まで
三　成果の名称
　吉野郡吉野町（大字飯貝の一部）における地籍図及び地籍簿
四　調査を行った地域

吉野郡吉野町大字飯貝の一部の地域

五　認証年月日

平成十八年八月十日

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十五条第二項の規定により、次のとおり業務の停止を命じました。

平成十八年八月二十五日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　被処分者

1　商号又は名称　長谷川土地開発

2　代表者氏名　長谷川雅章

3　主たる事務所の所在地　橿原市一町五七一番地

4　免許証番号　奈良県知事（五）第二二三〇号

二　処分の内容　平成十八年八月二十五日から一月間、業務の全部の停止

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十八年八月二十五日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　許可番号

平成十八年六月九日第七八－一九号

二　検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証　平成十八年八月十七日第六五一六号

三　開発区域に含まれる地域

橿原市雲梯町一一三番地ノ一、一一四番地ノ一、一一五番地ノ一及び一一六番地の一

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区台場二丁目三番二号

昭和シェル石油株式会社　代表取締役会長兼社長　新美春之

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成十八年八月二十五日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　許可番号

平成十七年二月十四日桜土第三六－一〇－一号

二　検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証　平成十七年四月十二日桜土第五七－一号

三　開発区域に含まれる地域

桜井市大字谷四〇番地ノ一の一部及び四〇番地ノ二

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字外山三六〇番地

島崎妙子

奈良県営プール条例（昭和四十九年三月奈良県条例第三十五号）第八条第二項に規定する奈良県営プールの利用料金の額の設定について次のとおり承認しました。

平成十八年八月二十五日

奈良県知事　柿　本　善　也

屋内温水プール

個人が使用する場合

種別	小人	高齢者	大人	有効期間
回数券（十一枚綴）	二、五〇〇円	二、五〇〇円	五、〇〇〇円	購入の日から二月間
定期券	二、五〇〇円	二、五〇〇円	五、〇〇〇円	月の初日からの一月間

備考　「小人」とは、六歳以上の者並びに小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいい、「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいい、「大人」とは、「小人」及び「高齢者」以外の者をいう。

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成18年8月25日

奈良県知事　柿　本　善　也

1　落札に係る物品等又は役務の名称及び数量

出先機関用ファイルサーバ機器の借入れ

2　契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地

奈良県総務部情報システム課

奈良市登大路町30番地

3　落札者を決定した日　平成18年8月10日

4　落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社

東京都新宿区西新宿2丁目7番1号

5　落札金額　1,270,878円

6　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札による。

7　競争入札の公告を行った日　平成18年6月30日

正誤

平成十八年七月四日付け奈良県公報第千七百八十三号正誤表

ページ	段	行	誤	正
二	中	十三	高架橋上部工事	高架橋下部工事

【定　価】　一か月　三千四百五十円　一部売り　一枚につき四十五円（共に、送料別）

本誌は再生紙を使用しています。

発　行
奈　良　県
奈良市登大路町三〇
電話　〇七四二―二二―一一〇一(代)

印　刷
株式会社　春　日
奈良市三条栄町九―一八
電話　〇七四二―三五―七三三三(代)